

KOBE WOOD補助金制度に関する Q&A
(お問い合わせに応じて随時追加・更新する予定です)

令和8年5月25日現在

製品作製型

条	項	号	要綱 該当箇所	質問	回答
2			環境負荷をできる限り低減したもの	基準はありますか。また、書類の提出は必要ですか。	基準は設けていません。また、必要書類も定めていません。あくまでも努力義務です。 例えば、取って遠方に運ぶ、ある樹種を取り出すために伐採の必要がない周りの木を伐採し処分などが挙げられます。
4			補助対象経費は、KOBE WOODを用いた製品の開発に要する経費とする。	「開発」には厳密な定義がありますか。例えば商品化が必須ですか。	開発は試作品止まりで、商品化されなくても問題ありません。ただし、材料を使って試作したものの、普及啓発物として形にも残らない場合は不可とします。 例えば、開発データが学会発表や技術報告として残せる場合は、そちらも普及活動の一貫とみなします。
				木製品の作製にあたって必要な加工設備の購入費は、補助の対象となりますか。	加工設備の取得や設置に要する経費は、補助の対象とはなりません。

施設木質化型

条	項	号	要綱 該当箇所	質問	回答
4			(3) KOBE WOODによる木質化を行う面積(見える部分の面積)が10㎡以上、かつ、製品製作工程において使用した一次製材品の材積は、合計0.15㎡以上であること。	産地ミックスでも問題ないですか。例えば一室の床面積が200㎡だが、200㎡分の神戸産の材料が確保できず、他の産地のものとミックスして使うことは可能ですか。	面積に関しては図面等で、合計10㎡以上使用していること。かつ、使用箇所を明示されていれば、問題ありません。材料が離れる場合は、全ての箇所に「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴを設置してください。
				机・カウンター・柵・看板は、裏面も「見える面積」として計算できますか。	問題ありません。ただし、利用者が不可視な部分は、計算には入れないでください。 (床材・壁材等の裏側(施工面))
				その施設全体で合計10㎡以上使用していれば問題ないですか。(テーブル等の什器単体のみでは面積が不足する場合)	KOBE WOODを使う総面積が10㎡以上であれば問題ありません。材料が離れる場合は、全ての箇所に「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴを設置してください。
5			補助対象経費は、KOBE WOODを用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置、運搬等に要する経費とする。	木製品の作製にあたって必要な加工設備の購入費は、補助の対象となりますか。	加工設備の取得や設置に要する経費は、補助の対象とはなりません。